

令和5年第1回

浅川清流環境組合議会定例会会議録

令和5年2月8日

浅川清流環境組合議会

令和 5 年

浅川清流環境組合議会会議録目次

第1回定例会

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
議事日程	1
開会・開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
管理者報告	4
会務報告	5
(議案上程)	
議案第1号 浅川清流環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第2号 浅川清流環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第3号 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第4号 浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第5号 浅川清流環境組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	10
議案第6号 浅川清流環境組合行政財産使用料条例の制定について	11
議案第7号 浅川清流環境組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について	12
議案第8号 浅川清流環境組合行政手續条例の制定について	13
議案第9号 浅川清流環境組合個人情報保護法施行条例の制定について	14
議案第10号 浅川清流環境組合情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会条例の一部を改正する条例の制定について	16
議案第11号 浅川清流環境組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第12号 令和5年度浅川清流環境組合一般会計予算	19
議案第13号 令和5年度浅川清流環境組合構成団体負担金について	22
(議員派遣)	
議員派遣の件	22
閉会	23

令和 5 年

浅川清流環境組合議会会議録

第1回定例会

日 時 令和5年2月8日(水) 午前10時00分

場 所 可燃ごみ処理施設501会議室

出席議員(12名)

1番	ちかざわ 美 樹 君	2番	島 谷 広 則 君
3番	田 原 茂 君	4番	谷 和 彦 君
5番	吉 田 りゅうじ 君	6番	丸 山 哲 平 君
7番	皆 川 りうこ 君	8番	木 島 たかし 君
9番	清 水 が く 君	10番	水 谷 たかこ 君
11番	村 山 ひでき 君	12番	渡 辺 ふき子 君

欠席議員(0名)

説明のため会議に出席した者の職氏名

管 理 者	大 坪 冬 彦 君	副 管 理 者	井 澤 邦 夫 君
副 管 理 者	白 井 亨 君	会 計 管 理 者	光 宗 竜 矢 君
事 務 局 長	加 藤 真 人 君	事 業 課 長	中 村 守 助 君
総 務 課 長	西 村 直 邦 君	総 務 課 係 長	鈴 木 輝 哉 君

会議に出席した事務局職員の職氏名

書 記	江 見 健 志 君	書 記	望 月 厚 介 君
-----	-----------	-----	-----------

速記委託先 住所 東京都千代田区神田美土代町7番地4

扶桑速記印刷株式会社 代表取締役 鎌 形 忍  
速 記 者 松 丸 晋 君

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 管理者報告  
日程第4 会務報告  
(議案上程)

- 日程第5 議案第1号 浅川清流環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 浅川清流環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 浅川清流環境組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第6号 浅川清流環境組合行政財産使用料条例の制定について
- 日程第11 議案第7号 浅川清流環境組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第8号 浅川清流環境組合行政手續条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 浅川清流環境組合個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 浅川清流環境組合情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 浅川清流環境組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 令和5年度浅川清流環境組合一般会計予算
- 日程第17 議案第13号 令和5年度浅川清流環境組合構成団体負担金について  
(議員派遣)
- 日程第18 議員派遣の件

○議長（谷和彦君） 皆様、おはようございます。

これより、令和5年第1回浅川清流環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員12名であります。

日程に入る前に、管理者から発言したい旨の申出がありますので、これを許します。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 皆様、おはようございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきました。ありがとうございます。副管理者の就任について御報告申し上げます。

令和4年11月27日執行の小金井市長選挙において白井亨氏が当選され、令和4年11月28日より小金井市長に就任されております。浅川清流環境組規約第9条第2項の規定に基づき、正副管理者の互選を行いました結果、新たに副管理者に白井亨小金井市長が就任いたしました。

ここで一言、白井副管理者より御挨拶をさせていただきたく、よろしくお取り計らいのほどお願いを申し上げます。

○議長（谷和彦君） ただいまの管理者の申出を受け、白井副管理者の挨拶をお願いいたします。副管理者。

○副管理者（白井亨君） 皆様、おはようございます。

ただいま御紹介をいただきました小金井市長の白井亨でございます。

私は、昨年11月27日の選挙におきまして市長に当選させていただき、就任をいたしました。

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設は、令和2年4月に本格稼働を始め、間もなく丸3年が経過しようとしております。改めまして、小金井市民を代表いたしまして、日野市の皆様、また関係者の皆様に心から御礼を申し上げます。

今後も共同処理が円滑に進むよう、与えられた役割の重大さを認識し、誠実にその責任を果たすとともに、組合議会議員の皆様と信頼関係を深め、大坪管理者、井澤副管理者と協力し合い、安定的な組合運営に全力で努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（谷和彦君） 白井副管理者、ありがとうございました。

---

○議長（谷和彦君） これより、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員について、会議規則第81条の規定により、議長において、3番田原茂議員、5番吉田りゅうじ議員を指名いたします。

---

○議長（谷和彦君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長（谷和彦君） 次に、日程第3、管理者報告を行います。

管理者から報告を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） おはようございます。

本日は、御多忙の中、各市より議員の皆様におかれましては、令和5年第1回浅川清流環境組合議会定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私のほうから管理者報告をさせていただきます。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な組合事業の経過と今後の予定につきまして、3件の報告を行わせていただきます。

#### 1. 北川原公園ごみ搬入路について

初めに、北川原公園ごみ搬入路については、令和4年9月8日に最高裁判所にて上告受理申立てが不受理となり、都市計画法違反とする二審の東京高等裁判所の判決が確定いたしました。

また、令和4年10月9日には住民訴訟の原告団と、違法性の解消に向け、市民参加、住民合意であるゆめの方策を検討することで合意をしております。

これを受けて日野市では、北川原公園ごみ搬入路について、広く市民の意見を聴きながら、違法状態の解消を進めていくため、まずは今回の裁判について市民の御理解をいただくよう、周辺住民及び全市民向けの説明会を実施し、その後、搬入路について市民、専門家を入れた検討委員会を設置し、検討していく準備を進めていくこととしております。

浅川清流環境組合といたしましても、ごみ搬入路については、昨年の春に周辺5自治会と締結させていただいた、環境保全協定において、北川原公園を経由することをうたっており、協定の締結に当たっては、様々な御意見をいただいた中で、現行の内容となっています。

今後、搬入路の変更があった場合には、速やかに協議を行うことをお約束しているところでございます。

あわせて、昨年12月23日に、日野市及び原告団からの違法性の解消に向けた合意内容の報告を受けた際にありました、北川原公園が作られた歴史的背景、経緯を踏まえた搬入路の在り方についての検討や、30年後の可燃ごみ処理施設について3市で話し合いのできる環境整備についても、日野市、国分寺市、小金井市と情報共有をして取り組んでまいりたいと考えております。

組合議員の皆様、日野市、国分寺市、小金井市、3市の市民の皆様方におかれましても、何とぞ御理解いただけますよう、お願いを申し上げます。

#### 2. 令和4年度ごみ搬入実績について

次に、令和4年4月から12月末までの、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設のごみ搬入実績について御報告をいたします。

12月末現在、可燃ごみの搬入量は、全体で4万6,380トンとなり、昨年同時期と比較いたしまして、全体で1,172トン、約2.5%の減となっております。内訳といたしましては、日野市が2万2,420トンで約48.3%、国分寺市が1万3,254トンで約28.6%、小金井市が1万706トンで約23.1%となっております。

可燃ごみの搬入量は、減少傾向にあり、施設稼働当初の令和2年度に比べ5%ほどの減となっております。引き続き、構成市3市と、ごみの減量と適切な分別の啓発に取り組んでまいります。

#### 3. 令和4年度施設見学実績について

施設見学については、今年度も、感染予防対策を講じながら実施してまいりました。

施設見学の12月末現在の実績といたしましては、団体見学が、87件、2,515人、個人見学が、24件、50人となっております。前年度に比べ、全体で16件、770人の増となっております、主に視察、学校関係の見学が多くなっています。このほかにも、各市で主催する、ごみ減量に関する事業や、公民館事業や、青少年育成会の事業として、見学いただく機会も増えてきております。

今後も多くの方に施設を見学していただけるよう、環境を整えてまいります。

以上、主要な事項について御報告申し上げ、議会の御理解、御指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） これをもって管理者報告を終わります。

---

○議長（谷和彦君） 次に、日程第4、会務報告を行います。

会務報告については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですので、事務局長の報告はこれを省略いたします。

これをもって会務報告を終わります。

---

○議長（谷和彦君） これより、議案第1号、浅川清流環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第1号、浅川清流環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

本条例は、令和5年4月1日から施行をするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 議案第1号、浅川清流環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、地方公務員の定年について、国家公務員の定年と同様に令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書4ページ、5ページをお開きください。新旧対照表で御説明いたします。

第3条減給の効果については、減給期間内に定年により給与水準が7割となった場合の減給額について整理をしたものでございます。

恐れ入ります。2ページにお戻りいただきたいと思っております。

下から2行目、付則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ、質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

(「なし」の声あり)

○議長(谷和彦君) なければ、意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(谷和彦君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

---

○議長(谷和彦君) これより、議案第2号、浅川清流環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(大坪冬彦君) 議案第2号、浅川清流環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

本条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(谷和彦君) 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長(加藤真人君) 議案第2号、浅川清流環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

こちら先ほどの議案第1号と同様に、定年延長に係る地方公務員法の改正により、所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の4ページ、5ページをお開きください。新旧対照表で御説明させていただきます。

第3条中、旧条例で再任用短時間勤務職員を規定しておりました地方公務員法第28条の5第1項を、新条例で定年前再任用短時間勤務職員を規定する第22条の4第1項に改めるものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

下から8行目、付則でございます。

第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

また、第2項は、施行日前に退職した職員について、経過措置を設けたものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(谷和彦君) これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(谷和彦君) なければ、質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

(「なし」の声あり)

○議長（谷和彦君） なければ、意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（谷和彦君） これより、議案第3号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第3号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うとともに、職員への休暇付与の時期及び傷病による休暇等について改正を行うものであります。

本条例は、令和5年4月1日から施行をするものであります。

ただし、第11条の2、第17条第1項及び第22条第1項の改正規定は公布の日から施行をするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 議案第3号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例改正は、出生・育児などの支援に関する休暇制度に係るもの、先ほど来の定年延長に係るもの、また日野市が行った年休などの付与を年から年度に改めるもの、及び病気休暇の新設に係るもの、これらについて所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の8ページ、9ページをお開きください。新旧対照表で御説明をさせていただきます。

初めに第2条、第3条、第4条は、定年延長に係る地方公務員法の改正に伴い、引用条項、表記を改めるものでございます。

1枚めくっていただきまして、議案書の10ページ、11ページをお開きください。

中段、第11条年次有給休暇でございます。これまで年次有給休暇を年ごとに付与していたものを、年度ごとに改めるものでございます。日野市においても今年度同様の改正が行われたことに伴い、当組合の条例を改正するものでございます。なお、国分寺市、小金井市については、従前より年度ごとの付与となっております。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

最上段、第11条の2病気休暇でございます。こちらも日野市の改正に合わせ、当組合の条例を改正するものでございます。病気の療養については、従来、任命権者が命ずる分限による病気休養として

おりましたが、本改正により、職員の休暇申請に基づく病気休暇として扱うものとなります。こちらにつきましても、国分寺市、小金井市については、従来からの休暇制度となります。

その下、第15条の2 出生支援休暇につきましては、不妊治療等のための休暇を創設するものでございます。

その下、第17条忌引についてでございます。こちらは姻族の子について対象範囲を広げるものでございます。

恐れ入ります。14ページ、15ページをお開きください。

上段、第19条ボランティア休暇については、休暇の付与を年度に改める改正を行うものでございます。

その下、第20条夏季休暇については、定年延長に係る所要の改正となります。

その下、第21条子どもの看護休暇については、休暇の付与を年度に改める改正及び定年延長に係る改正を行うものでございます。

最下段、第22条育児参加休暇でございます。

恐れ入ります。16ページ、17ページをお開きください。こちらは育児参加休暇の取得期間の変更につきまして、国及び構成市の規定を踏まえ改正を行うものとなります。併せて再任用職員の表記を改正してございます。

その下、第24条介添休暇は、再任用職員の表記に関わるもの、その下、第27条短期介護休暇については、休暇の付与を年度に改める改正を行うものでございます。

恐れ入ります。4ページ、5ページにお戻りいただきたいと思います。付則でございます。

第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。ただし、病気休暇、忌引、育児参加休暇に関する規定は公布の日から施行するものでございます。

その下、付則第2項は、施行日前に退職した職員についての経過措置を規定するものでございます。

また、付則第3項及び次のページの第4項につきましては、休暇の付与を年から年度に改める際の付与日数について不利益が生じないよう、経過措置を設けるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ、質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ、意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（谷和彦君） これより、議案第4号、浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第4号、浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定は、令和5年4月1日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（谷和彦君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 議案第4号、浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本改正は、定年延長に係る地方公務員法の改正及び出生・育児などの支援に関する休暇制度に係るものについて、所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の4ページ、5ページをお開きください。新旧対照表で御説明させていただきます。

初めに、第2条育児休業をすることができない職員でございます。こちらはいわゆる役職定年60歳以降も引き続き管理監督職を務める職員について、育児休業をすることができない職員として定めるものでございます。

また、旧条例の中段第2条は、同様の内容で新条例の中段第2条の2に規定し、その下、旧条例の第2条の2については、参照する条文を育児休業法第2条第1項ただし書から、育児休業法第2条第1項第1号に改め、新条例の第3条の2に規定するものでございます。

恐れ入ります。議案書6ページ、7ページをお開きください。

第10条妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等、及びその下、第11条勤務環境の整備に関する措置の規定については、育児休業の取得を推進するために必要な措置等を規定するものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。下から3行目、付則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、条例の第2条につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ、質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ、意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。

本件は原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(谷和彦君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

---

○議長(谷和彦君) これより、議案第5号、浅川清流環境組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(大坪冬彦君) 議案第5号、浅川清流環境組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法第26条の6の規定による配偶者同行休業を制度化するため、必要な事項を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(谷和彦君) 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長(加藤真人君) 議案第5号、浅川清流環境組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、地方公務員法第26条の6に規定されております配偶者同行休業を制度化するために、新たに条例を制定するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開きください。

第1条趣旨でございます。この条例は地方公務員法第26条の6の規定に基づき、配偶者同行休業に必要な事項を定めるものとしてございます。

続く第2条から第7条までにつきましては、休業の取得要件及び手続に関することを規定してございます。

恐れ入ります。少し飛んで議案書の4ページを御覧ください。

第8条、第9条につきましては、配偶者同行休業が取り消される場合の規定となります。

議案書4ページの最下段から5ページの上段、第10条配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用についてでございます。こちらは配偶者同行休業の取得に伴い職員の任用が必要となった場合の任用形態について規定したものでございます。

次に、中段やや下、第11条配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整は、休業を取得した職員の昇給について、復帰後調整できる旨、規定したものでございます。

続いて議案書の6ページ、付則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(谷和彦君) これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(谷和彦君) なければ、質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

(「なし」の声あり)

○議長(谷和彦君) なければ、意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(谷和彦君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

---

○議長(谷和彦君) これより、議案第6号、浅川清流環境組合行政財産使用料条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(大坪冬彦君) 議案第6号、浅川清流環境組合行政財産使用料条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第225条の規定に基づき、行政財産の使用に関し必要な事項を定めるものであります。

本条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(谷和彦君) 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長(加藤真人君) 議案第6号、浅川清流環境組合行政財産使用料条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、概要でございます。本条例及びこの後御審議いただきます財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、行政手続条例につきましては、この施設が稼働しておおむね3年が経過し、今後の施設の有効活用などを視野に、組合が保有している行政財産について、使用、処分などに係る諸例規を整理し、行政手続の公正の確保と透明性の向上を図るものでございます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開きください。

第1条趣旨でございます。この条例は、地方自治法第225条の規定に基づき、組合の行政財産の使用料に関して定めるものでございます。

第2条使用料の額等、第3条日割計算、第4条使用料の最低限度額、これらは使用料の額の定め方等について規定するものでございます。

その下、2ページの下段から3ページにかけてでございます。第5条は使用料の減免に関する規定となります。国、地方公共団体の使用または災害時などにおける減免を可能としてございます。

3ページ中段からは、第6条使用料の徴収方法、第7条使用料の還付、第8条督促及び延滞金について、それぞれ規定してございます。



についてそれぞれ同じく交換、譲与又は減額譲渡、無償貸付け又は減額貸付けについて必要な事項を定めたものでございます。

4ページでございます。中段、付則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ、質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ、意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（谷和彦君） これより、議案第8号、浅川清流環境組合行政手続条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第8号、浅川清流環境組合行政手続条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、必要な事項を定めるものであります。

本条例は、令和5年4月1日から施行をするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 議案第8号、浅川清流環境組合行政手続条例の制定について御説明申し上げます。

こちらも議案第6号、第7号と同様の趣旨で条例の整備を行うものでございます。

初めに、本条例の根拠法令となります行政手続法第46条では、地方公共団体は行政手続等について法律の趣旨にのっとり必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされてございます。当組合においても、この法律の趣旨に沿って本条例を制定するものでございます。

恐れ入りますが、議案書2ページをお開きください。

中段、初めに第1章総則につきましては、第1条から第4条までで構成されており、こちらでは目的、定義、適用除外などが規定されてございます。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

下段、第2章申請に対する処分でございます。こちらは第5条から第11条までで構成されており、申請に対する処理において迅速かつ透明性を確保する観点から、審査の基準、標準処理期間、申請に対する審査及び応答、公聴会の開催などが規定されてございます。

続きまして、少し飛びまして議案書の7ページでございます。

第3章不利益処分でございます。こちらは第12条から第29条までで構成されており、第1節では通則として、処分の基準、不利益処分をしようとする場合の手続、不利益処分の理由の提示などが規定されてございます。

また少し飛びまして9ページ以降、第2節では聴聞として、聴聞の通知の方式などが規定されてございます。

また少しおめくりいただきまして、議案書の15ページでございます。

第4章行政指導でございます。こちらは第30条から第35条までで構成されており、行政指導の一般原則、行政指導の方式などが規定されてございます。

続きまして議案書の17ページ中段やや下でございます。第5章処分等の求めでございます。第36条において、法令または条例等に違反する事実がある場合、適正な指導を求めることができるとしてございます。

続きまして次のページ、18ページでございます。

第6章届出でございます。第37条において、届出書の記載事項に不備がなく、要件が整ったものが提出先に到達したときに、届出が完了する旨、規定してございます。

最後に最下段、付則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ、質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ、意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（谷和彦君） これより、議案第9号、浅川清流環境組合個人情報保護法施行条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第9号、浅川清流環境組合個人情報保護法施行条例の制定について

の提案理由を申し上げます。

本議案は、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、浅川清流環境組合個人情報保護条例を廃止し、必要な事項を定めるものであります。

本条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 議案第9号、浅川清流環境組合個人情報保護法施行条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法令の成立に伴い、浅川清流環境組合個人情報保護条例を廃止し、新たに浅川清流環境組合個人情報保護法施行条例を制定するものでございます。

恐れ入りますが、議案書2ページ、3ページをお開きください。

第1条は趣旨、第2条は用語について定めたものでございます。

第3条提供の申請については、法令に定める範囲で外部提供する場合、書面による申請を規定するものでございます。

第4条不開示情報についてでございます。本人以外の個人情報については原則非公開となりますが、情報公開条例との整合を図るために、個人の権利利益を害するおそれがない場合に、公務員等の氏名を公表する旨、規定してございます。

第5条不開示決定等に関する措置でございます。何らかの形で不開示とした案件であっても、時間の経過により開示ができるものについては、その時期を明示するものでございます。

恐れ入ります。3ページでございます。

第6条は手数料について定め、第7条は審査会への諮問について規定するものでございます。

最後にその下、付則でございます。

第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

次のページ、第2項でございます。第2項は、法改正に伴い、浅川清流環境組合個人情報保護条例を廃止するものでございます。

また、その下、第3項から第6項につきましては、個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について規定したものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） これより質疑に入ります。

ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君） 2点まとめてお伺いします。

浅川清流環境組合が保有する個人情報というのは、どういうものがあるのかということが1つ。

それと、それを外部提供するというのは、どういうケースが考え得るのかということが2つ。

このことをまとめてお伺いできますか。

○議長（谷和彦君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

浅川清流環境組合が保有する個人情報ということでございます。

主に、例えば議会が開かれたときに来ていただいた傍聴人の方のお名前ですとか、施設見学に来ていただいた方、こちらも忘れ物等があったときのためにお名前と連絡先をお伺いしたりしております。あとは寄せられた意見についているお名前ですとか、こういったものが主な個人情報になるかと思えます。

今、御紹介したような個人情報でございますので、外部提供というのは基本的には想定してございません。ただし、何か疑義が生じた場合は、今後は審査会のほうに諮って、きちんと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷和彦君）　ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君）　そうしますと、個人情報保護条例を廃止して、この施行条例になって、外部提供という考え方が新法だと入ってくるわけなのですが、この場合には、傍聴した方のお名前、住所、施設見学者のお名前、住所、また施設に対する御意見等の個人情報、そこには住所、氏名ということがあるかと思えますけれども、そうしたものが外部提供されるということはないと考えてよろしいでしょうか。

○議長（谷和彦君）　事務局長。

○事務局長（加藤真人君）　住所、氏名等について外部に提供するということは、基本的に何か災害ですとか、犯罪ですとか、そういった特定のもの以外、通常あり得ないと思っております。

以上でございます。

○1番（ちかざわ美樹君）　結構です。

○議長（谷和彦君）　ほかに御質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君）　なければ、質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君）　なければ、意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（谷和彦君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（谷和彦君）　これより、議案第10号、浅川清流環境組合情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君）　議案第10号、浅川清流環境組合情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、個人情報保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

本条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 議案第10号、浅川清流環境組合情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、さきに御審議いただきました議案第9号と同様に、個人情報保護法に照らし、実際の運用に準じた形で文言整理等を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表で御説明させていただきます。

中段、第1条及び第2条、1枚めくっていただきまして8ページ上段の第7条につきましては、個人情報保護法の改正に伴い、引用例規を変更したものでございます。

議案書8ページの中段、第4章として個人情報の適正な取扱いを確保するための審査手続を新たに設け、第11条の2として個人情報保護法及び法施行条例第7条の規定を受けて、審査会の所掌事項を加えるものでございます。当組合は、既存の審査会を諮問先の合議制の機関といたしまして、また、その審査手続について本条例で規定するものでございます。

8ページ下段、第5章以降は、第4章の新設に伴い順次章を繰り下げるものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただきたいと思います。上から3行目、付則でございます。

第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

その下、第2項は、経過措置として、本条例施行前の審査手続については、従前の条例によることを規定してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ、質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ、意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（谷和彦君） これより、議案第11号、浅川清流環境組合情報公開条例の一部を改正する条

例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第11号、浅川清流環境組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものがあります。

本条例は、令和5年4月1日から施行をするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 議案第11号、浅川清流環境組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例も、先ほど御審議いただきました議案第9号、第10号と同様に、個人情報保護法に照らし、実際の運用に準じた形で文言整理等を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の6ページ、7ページをお開きください。新旧対照表で御説明させていただきます。

第2条第2号は、情報公開の対象となる行政情報から、一般に販売されている新聞、雑誌や図書館などで確認できる情報等について対象外とするものでございます。

その下、第7条第2号は、情報公開が制限される個人情報について、氏名、生年月日など具体的項目や個人識別符号などについて追加したものでございます。

議案書の8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

引き続き第7条第2号でございます。下線ウの項目でございます。従前より規定されている国家公務員、地方公務員に、独立行政法人等を追加し、公務員を公務員等に改めるものでございます。

その下、第3号についてでございます。旧条例第3号にありますア、イ、ウに該当する項目を、新条例の第3号の本文中に集約をし、旧条例本文中に記載されていた事項を、新たに新条例のイに文言整理をしてございます。新条例のイにつきましては、旧条例第7条第7号の規定をこちらに移動したものでございます。

恐れ入ります。議案書の10ページ、11ページをお開きください。

中段やや上、第5号については、これまでの規定に独立行政法人等が加わるものでございます。

その下、第6号については、アとして、国の安全が害されるおそれがある場合などを加えたものでございます。

以降の号については、繰下げを行ったものでございます。

議案書12ページ、13ページをお開きください。

下段、第14条第2項第1号については、本条例改正により、条項の変更による引用箇所を変更したものでございます。

恐れ入ります。4ページにお戻りいただければと思います。4ページ最下段から5ページにかけて付則でございます。

第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、本条例施行前の公開請求については、従前の条例によることを規定してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ、質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ、意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（谷和彦君） これより、議案第12号、令和5年度浅川清流環境組合一般会計予算の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第12号、令和5年度浅川清流環境組合一般会計予算の提案理由を申し上げます。

令和5年度組合の歳入歳出予算の総額は20億8,138万7,000円であります。令和4年度と比較して7億2,180万4,000円の増となっております。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 議案第12号、令和5年度浅川清流環境組合一般会計予算について御説明申し上げます。

初めに議案書の1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億8,138万7,000円と定めるとするものでございます。

その下、第2条一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めるとするものでございます。

歳入歳出予算の詳細につきましては、議案書とは別にお配りいたしました令和5年一般会計予算書及び説明書により御説明させていただきます。

恐れ入ります。説明書4ページ、5ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括でございます。令和5年度の歳入歳出予算額は20億8,138万7,000円で、令和4年度歳入歳出予算額13億5,958万3,000円に比べ、7億2,180万4,000円の増額となっ

ております。増額の主な要因といたしましては、地方債償還金の額が増えることによるものでございます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開き願います。初めに歳入の主な内容を御説明申し上げます。

最上段の款1分担金及び負担金、7ページの説明欄の上段、組合構成市負担金でございます。令和5年度は組合構成市に総額17億6,581万円の負担金をお願いするものでございます。各市の負担金は記載のとおりでございます。

次に中段、款2使用料及び手数料、項1使用料につきましては、行政財産使用料条例の制定に合わせ、令和5年度より新たに設置するものでございます。

1つ飛んで款4諸収入、7ページの説明欄、その他雑入の4段目、売電料でございます。3億1,105万5,000円で、令和4年度に比べ1,246万円の減となっております。こちらは令和3年度の発電実績を踏まえ、予算額の見直しを行ったものでございます。

次に、歳出についてでございます。恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開き願います。

款1議会費576万8,000円でございます。議会費については令和4年度の予算とほぼ同様となっております、大きな増減はございません。

その下の段、款2総務費4億5,550万5,000円は、令和4年度と比べて493万7,000円の減となっております。

恐れ入ります。次のページ、10ページ、11ページをお開き願います。

説明欄中段、11役務費の上から4番目、ETC等カード利用手数料でございます。こちらはクレジットカードを導入することで、出張時の有料道路の通行やガソリン給油において、事前に現金を用意し、持ち出す必要がないよう、事務の改善を図るものでございます。

続きまして、その下、12委託料の最下段でございます。(仮称)見学者配布用冊子作成業務委託料でございます。こちらは3市ごみ減量推進市民会議からの提案を踏まえ、当施設を見学する児童等へ、3市のごみ処理全体の流れが分かる見学者配布用の冊子を作成するものでございます。冊子の内容につきましては、今後、3市ごみ減量推進市民会議で協議、検討をしております。

恐れ入りますが、12ページ、13ページをお開き願います。

中段、款3事業費6億3,824万2,000円は、令和4年度と比べ768万7,000円の増となっております。

その下、款4公債費、13ページ説明欄、22償還金、利子及び割引料、地方債償還元金9億4,619万4,000円でございます。令和4年度に比べ7億1,960万5,000円の増となっております。こちらは令和元年度に借り入れた地方債の元金について、3年間の猶予期間が終了し、令和5年度より償還が開始されるため、大幅な増額となったものでございます。

14ページ、15ページでございます。予備費でございます。これまでと同様に2,000万円としてございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(谷和彦君) これより質疑に入ります。

ちかざわ美樹議員。

○1番(ちかざわ美樹君) ごみの令和5年度の搬入の状況がどうなるのかということで聞いてい

きたいと思います。項目といたしましては、歳入の組合構成市負担金のことで何うということにさせてもらいたいと思います。

先ほど報告のほうで令和4年度のごみ搬入の実績があって、3市それぞれの量についても御報告をいただきました。可燃ごみの搬入量は減少傾向にあり、施設稼働当初の令和2年度に比べ5%ほどの減となっておりますという御報告をいただいたのですが、令和5年度についてはどのようなトン数で想定がされて、それと、稼働時の令和2年度に比べて5%ということなのですけれども、施設の建設の計画に対しての数字ということが、計画に対しては今、どういう状況なのかということをお教えいただきたいと思います。

○議長（谷和彦君） 事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 事務局長でございます。

ごみ量についての御質問でございます。

初めに、この施設の最大処理量でございます。こちらにつきましては、年間おおむね6万4,000トン想定してございます。当初、令和2年度は、この6万4,000トンに近い数字でございました。令和3年度につきましては、そこから2.5%ほど減となって6万2,000トン、そして今年もまた2.2~2.5%減るということで、おおむね6万~6万1,000トンぐらいになるのかなと、令和4年度、見込んでございます。

また、令和5年度のことと、この計画についてということの御質問でございますが、この処理場の最大処理量でございます6万4,000トンから、当初の予定では5,000トン余裕を持たせたいということで5万9,000トン、この5,000トンについては、もし災害時とかそういうときに備えて5,000トン余裕を持ちたいということで、5万9,000トンということで計画を最初に立ててございます。まずはここに行けるように構成市で取り組んでいくのかなと思ってございます。

令和2年度、コロナ禍により、少しごみ量が増えたところから始まってございます。各市でいろいろな取組をしていただいております、ごみ量は減っております。当面の目標としては、最初に計画時に想定した災害時の余裕を含めた5万9,000トン、こちらに到達できるよう、令和5年度も構成市と一緒にしっかり取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（谷和彦君） ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君） 結構です。

○議長（谷和彦君） ほかに御質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ、質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ、意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（谷和彦君） これより、議案第13号、令和5年度浅川清流環境組合構成団体負担金の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第13号、令和5年度浅川清流環境組合構成団体負担金についての提案理由を申し上げます。

本議案は、組合規約第13条第2項の規定に基づき、令和5年度浅川清流環境組合構成団体の負担金の合計として17億6,581万円を負担していただくものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 議案第13号、令和5年度浅川清流環境組合構成団体負担金について御説明申し上げます。

議案書1ページでございます。

負担金の内訳といたしましては、事務経費負担金として、日野市に5億5,637万5,000円、国分寺市に4億5,933万8,000円、小金井市に4億5,009万7,000円、また周辺環境整備負担金として、国分寺市と小金井市にそれぞれ1億5,000万円ずつ負担していただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ、質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ、意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（谷和彦君） これより、日程第18、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名については議長に御一任をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については議長一任と決しました。

---

○議長（谷和彦君） 本日の日程は全て終わりました。

これをもって令和5年第1回浅川清流環境組合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時11分 閉会

地方自治法第123条第2項及び浅川清流環境組合議会会議規則第81条の規定により署名する。

浅川清流環境組合議会議長 谷 和 彦

署 名 議 員 田 原 茂

署 名 議 員 吉 田 りゅうじ